

## 税・財政の授業案構築と憲法学習との関係についての一考察

金子幹夫（神奈川県立三浦初声高等学校）

### 1. はじめに

本研究は、高等学校「公民科」における税・財政の授業案づくりをテーマにしたものである。「公民科」において税・財政の授業案をつくるにあたっては克服しなければならない問題が複数あると認識している。本発表はその中の政治的分野の学習と経済的分野の学習の架け橋に関連する問題を中心課題として設定した。

### 2. 研究の経過

#### (1) 高校生は「税・財政」をどのように理解していくのか

高校生が「公民科」で税・財政の学習をする際に、家産国家と無産国家の違いを理解する必要がある。ところが歴史的分野と公民的分野を別々に履修することになっている現状では、現代の社会がどのようにして家産国家から無産国家に移り変わっていったのかを可視化して示すことが難しい状況にある。

#### (2) スモールステップの一つとしての憲法学習

歴史学では、古代から現代の歴史までを通して「財政」という用語を用いている。一方、財政学では家産国家から租税国家にうつりかわってからの社会に「財政」という用語を用いる傾向がある。そこで高校生が社会系科目で現代の税・財政について理解を深めるために「公民科」で学習する憲法の単元が果たす役割が大きいと判断し注目した。

高校生が手にする多くの「公民科」教科書では、大日本帝国憲法と日本国憲法を「主権」「天皇」「戦争と軍隊」「国民の権利」「議会」「内閣」「裁判所」「地方自治」「改正」という点から比較を試みている。この比較に財政に関するものがないところに問題の所在を認識した。

両憲法の条文そのものを比べてみると、大日本帝国憲法では「第 21 条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス」、第 62 条 新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ」と定めており、日本国憲法では「第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」、第 84 条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」としている。

この二つの憲法は基本原理が異なるので、これらの条文が同じ意味を表しているとは断言することは難しい。しかし、例えば美濃部達吉が述べているように「日本国憲法で使われている租税の定義は、明治憲法のそれを踏襲しているように見えてしまう」（片上 2014）という捉え方もできる。

### 3. おわりに

多くの「公民科」教科書に記述されている大日本帝国憲法と日本国憲法の比較に、財政の項目も加えることで、その後の税・財政の授業が高校生にとってわかりやすいものになるのではないかとというのが本研究の主旨である。高校生は小中学校時代に繰り返し税・財政の学習をしている。歴史的分野での学習もあれば公民的分野での学習もある。憲法の学習内容を少し変えるだけで、税・財政の理解がより一層深くなるはずである。